

平成25年第3回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
11月26日（火曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第12号

平成25年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成25年11月18日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成25年11月26日（火） 午後2時
- 2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 18名

1番	山崎 数則	12番	橋本 守
2番	大浦 澄子	13番	坂口 晃一
3番	鎌田 基志	14番	濱中 幸三
4番	三笠 輝彦	16番	原田 照治
5番	山田 勲	17番	蓬 清二
7番	松永 恭二	18番	青木 義勝
8番	大前 寛乗	19番	河野 雅廣
9番	田中 渉	20番	渡辺 信枝
11番	国方 幸治	21番	門 瀧雄

欠席議員 3名

6番	片山 圭之	22番	高木 堅
15番	渡辺 慧		

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格管理 グループリーダー	吉田 卓矢
副広域連合長	大山 茂樹	事業課医療給付 グループリーダー	石川 宜功
副広域連合長	藤井 賢	事業課保険料 グループリーダー	和田森 哲也
事務局 長	杉上 厚男	議会事務局 長	岡田 眞介
事業課 長	岩滝 徹彦	事務局 書記	向谷 美保子
総務課 総務 グループリーダー	岡田 京子		

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 会期決定について

日程第4 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第5 認定第1号 平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 会期決定について

日程第4 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第5 認定第1号

○議会事務局長（岡田眞介君）開会に先立ちまして、御報告を申し上げます。

高松市議会から選出され、議長を務めておられた菰渕将鷹氏におかれましては、去る10月1日逝去されました。

また、高木副議長が欠席のため、議長及び副議長がともに欠けております。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

出席議員中、菰渕将鷹議員の御逝去に伴い、今月5日に高松市議会から選出されました大浦澄子議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔議長席、臨時議長（大浦澄子君）が着席〕

○臨時議長（大浦澄子君）ただいま御紹介をいただきました大浦澄子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

これより平成25年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、この際御報告を申し上げます。

既に御承知のとおり、高松市議会から選出され、本広域連合議会議長を務めておられた菰渕将鷹君におかれましては、去る10月1日逝去されました。まことに痛惜にたえない次第であります。菰渕君には、平成23年5月17日から本広域連合議会議員を務められ、平成24年11月29日には議長に就任され、明快率直、果敢実行など、強力なリーダーシップを持たれ、同時に周りの人たちに対して深い思いやりや気配りなど、細やかな人情を持って本広域連合の運営に多大な御尽力を賜り、その重責を果たされました。惜別の情は尽きませんが、ここにその御功績をたたえとともに、謹んで哀悼の意を表すため、黙祷をささげたいと存じます。

御起立を願います。

黙祷。

〔黙 禱〕

○臨時議長（大浦澄子君）黙祷を終わります。

御着席ください。

◇

日程第1 議席の指定

○臨時議長（大浦澄子君） それでは、日程第1 議席の指定を行います。

辞職等に伴い、新たに選出されました2名の議員の議席を会議規則第4条第1項の規定により、臨時議長においてそれぞれ指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

事務局長。

〔議会事務局長（岡田眞介君）朗読〕

2番 大浦澄子議員

20番 渡辺信枝議員

○臨時議長（大浦澄子君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

◇

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（大浦澄子君） 次に、日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大浦澄子君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大浦澄子君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に鎌田基志君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました鎌田基志君を議長の当選人と定めること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大浦澄子君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鎌田基志君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鎌田基志君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○3番（鎌田基志君）議長——3番。

○臨時議長（大浦澄子君）3番 鎌田基志君。

〔3番（鎌田基志君）登壇〕

○3番（鎌田基志君）議長就任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会の議長に就任させていただくことになりました鎌田基志でございます。まことに身に余る光栄と存じ、心から感謝、お礼を申し上げますとともに、その責任の重大さを痛感しておるところでございます。

前任の菰渕議長は、高松市議会の同期であり、市政の課題や住民福祉の向上について、腹を割って語り合った仲間でございます。道半ばで逝去されたことはまことに残念ではありますが、その御意思を引き継ぎ、後期高齢者医療制度のより安定的、効果的な運営に配慮しながら、広く住民の負託に応えられるよう、本議会の円滑かつ円満な運営に努めてまいりたいと思っております。

今後、大西連合長を初め、議員皆様方の御協力をいただきまして、議会運営をつかさどってまいりたいと考えておりますので、より一層の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。議長就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

（拍手）

○臨時議長（大浦澄子君）鎌田議長、議長席にお着き願います。

〔議長席、大浦臨時議長にかわり鎌田議長が着席〕

◇

日程第3 会期決定について

○議長（鎌田基志君）それでは次に、日程第3会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第4 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において12番橋本 守君及び18番青木義勝君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（岡田眞介君）認定第1号の議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告は終わります。



日程第5 認定第1号

○議長（鎌田基志君）次に、日程第5認定第1号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況について、簡単に御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年の施行から6年目を迎えております。御承知のとおり、昨年11月から社会保障制度改革国民会議におきまして、今後の社会保障制度改革のあり方について審議がなされておりましたが、去る8月6日にその国民会議の報告書が提出されたところであります。

報告書の中では、後期高齢者医療制度について、制度創設から5年を経過し、現在では十分定着しているとし、今後は、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当であるとされたところでございます。

また、医療保険制度改革として、高齢化の進展に対応した持続可能な制度運営のため、国民健康保険の保険者の都道府県への移行や、負担能力に応じた応分の保険料負担を求めることのほか、支援金の全面総報酬割の導入などが提言されております。

この提言を受けまして、今国会では社会保障改革の全体像と進め方を明らかにしたプログラム法案が審議をされております。平成27年には、医療保険制度関連法案が通常国会に提出される予定でございますが、法改正を必要としない低所得者の保険料軽減措置の拡充等につきましては、26年度から実施される見込みでございます。

一方で、来年4月からは、消費税が3%引き上げられることとなっております。この消費税増収分は社会保障の財源とされておりますが、診療報酬の改定による医療給付費への影響も懸念されるところでございます。

本広域連合といたしましては、今後とも国や全国市長会・町村会等関係団体の動向を十分注視しながら、引き続き制度の円滑かつ適切な運営に資するよう配意してまいりたいと存じますので、議員皆様方より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成25年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出をいたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

認定第1号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入につきましては、予算現額12億5,191万5,000円に対し、収入済額は、12億4,343万5,692円で、予算現額と比較して847万9,308円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額12億5,191万5,000円に対し、支出済額は12億3,370万8,930円で、不用額は、1,820万6,070円となっており、執行率は98.6%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして説明申し上げます。

まず、歳入についてですが、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、収入済額は、4億1,583万8,000円でございます。

次に、第2款「国庫支出金」は、保険者機能強化事業費補助金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、収入済額は、7億

6,691万8,876円でございます。

次に、第3款「財産収入」は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の財産運用に伴う定期預金利子で、収入済額は、1万2,000円でございます。

次に、第4款「繰入金」は、特別対策の実施に要する経費を、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金から繰り入れるもので、収入済額は、4,098万3,226円でございます。

次に、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は、1,261万1,915円でございます。

次に、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子、レセプトデータの情報提供料、香川県国民健康保険団体連合会からの平成23年度業務委託料の決算剰余金返還金等で、収入済額は、707万1,675円ございまして、歳入合計は、12億4,343万5,692円でございます。

次に、歳出ですが、第1款「議会費」は、平成24年度に開催いたしました広域連合議会定例会開催に要する経費等ございまして、議員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成委託料等で、支出済額は、87万3,718円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、事務局の運営に要する経費ございまして、職員の派遣協定に基づく丸亀市からの派遣職員2人に係る給与費や事務局職員の時間外勤務手当のほか、各種支給申請書等の印刷製本費、被保険者証の郵送のための郵便料や電算処理システム等に係る委託費、また、丸亀市を除く広域連合派遣職員21人の給与費相当分の負担金等で、支出済額は、4億2,418万1,777円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員の公務災害補償負担金で、支出済額は、5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬、事務従事委託料等で、支出済額は、18万2,947円でございます。

次に、第3款「民生費」は、懇話会開催経費、重複・頻回受診者訪問指導委託費のほか、市町が実施する人間ドック等の補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等で、支出済額は、8億846万5,232円ございまして、歳出合計は、12億3,370万8,930円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出について説明いたしましたように、歳入総額は、12億4,343万5,692円、歳出総額は、12億3,370万8,930円

で、歳入歳出差し引き額は、972万6,762円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌25年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入につきましては、予算現額1,271億4,254万2,000円に対し、収入済額は、1,264億1,714万2,698円で、予算現額と比較して、7億2,539万9,302円の減となっています。

一方、歳出は、予算現額1,271億4,254万2,000円に対し、支出済額は、1,243億6,317万8,415円で、不用額は、27億7,936万3,585円となっており、執行率は97.8%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び被保険者に係る療養費等の12分の1に相当する額を市町が負担する療養給付費負担金等で、収入済額は、213億1,277万3,055円でございます。

次に、第2款「国庫支出金」は、被保険者に係る療養費等の12分の3に相当する額を国が負担する療養給付費負担金、高額な医療の発生による広域連合の財政の安定化を図るため国が負担する高額医療費負担金のほか、調整交付金や市町に委託して実施する健診事業及び特別高額医療費共同事業に対する補助金で、収入済額は、418億2,110万2,099円でございます。

次に、第3款「県支出金」は、療養給付費等の12分の1に相当する額を県が負担する療養給付費負担金及び県が負担する高額医療費負担金で、収入済額は、103億5,075万6,584円でございます。

次に、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は、516億8,946万1,835円でございます。

次に、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合の拠出金を財源とし、財源調整を行うもので、収入済額は、2,260万8,446円でございます。

次に、第7款「財産収入」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入で、収入済額は、179万4,500円でございます。

次に、第8款「繰入金」は、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少な

い被保険者に係る保険料軽減措置に対する後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れで、収入済額は、8億6,746万9,571円でございます。

次に、第9款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は、1億244万3,433円でございます。

次に、第10款「諸収入」は、歳計現金の運用による預金利子、交通事故による第三者行為に係る納付金、一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金及び過年度分高額療養費返納金で、収入済額は、2億4,873万3,175円ございまして、歳入合計は、1,264億1,714万2,698円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「保険給付費」は、療養給付費、高額療養費、葬祭費等の療養費の給付に関する経費で、支出済額は、1,238億2,412万877円でございます。

次に、第2款「県財政安定化基金拠出金」は、保険料の減収や療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金で、支出済額は、8,749万9,658円でございます。

次に、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同で負担する共同事業への拠出金で、支出済額は、1,769万9,521円でございます。

次に、第4款「保健事業費」は、被保険者の生活習慣病等の予防のため、市町に委託して実施した健康診査に要する経費で、支出済額は、3億8,160万7,759円でございます。

次に、第5款「基金積立金」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入を積み立てるもので、支出済額は、179万4,500円でございます。

次に、第6款「諸支出金」は、市町が支出した保険料の過誤納金に係る返戻金及び還付加算金、23年度の健康診査事業に係る国庫補助金の国への返還金のほか、24年度の長寿・健康増進事業に係る経費を一般会計に繰り出す経費で、支出済額は、5,045万6,100円ございまして、歳出合計は、1,243億6,317万8,415円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出決算で説明いたしましたように、歳入総額は、1,264億1,714万2,698円、歳出総額は、1,243億6,317万8,415円で、歳入歳出差し引き額は、20億5,396万4,283円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も同額となるものでございまして、実質収支額のうち

ち11億円を地方自治法第233条の2及び後期高齢者医療事業財政調整基金条例に基づき財政調整基金に積み立て、残額9億5,396万4,283円を剰余金として、翌25年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、去る9月26日付で監査委員から、予算の執行は適正であることを認めた旨の意見書を提出いただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

認定第1号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成25年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時27分 閉会

會議錄署名議員

臨時議長 大 浦 澄 子

議 長 鎌 田 基 志

議 員 橋 本 守

議 員 青 木 義 勝